

平成23年度事業計画

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

I. 基本方針

県内の経済は、リーマンショック以後最悪の状態は脱したものの回復の足取りは重く、雇用情勢も回復せず、為替市場の動向等による先行きリスクもあり、今後も大変厳しいものと思われます。こうした中、労働基準監督署への相談者も急増しております。

最低労働条件の維持を目的とする、労働基準行政の果たす役割は、このような経済状況下で期待が高まっています。また、労働災害についても、最近の減少傾向をより着実なものにすることが求められています。

こうした状況の中で、労働基準行政の円滑な推進を通じて、「安全で安心して働ける職場づくり」を図るため、関係法令及び通達等の周知、啓発に努め、一般の労働条件並びに労働者の安全と健康の確保・改善に向けた各種の事業を展開する。

1. 一般労働条件の確保・改善

平成20年10月以来の不況が長引き、労働者からの労働基準監督署への相談が急増しているが、法令の不知等による混乱を防止するため、会報等を通じ、法令の周知・解説を図る。その他、サービス残業の撤廃、パートタイム労働者の労働条件、男女雇用均等確保対策、育児・介護休業法等の広報による周知等を行う。

2. 労働者の安全と健康の確保

半田労働基準監督署では、管内知多半島全体の「死亡災害ゼロ」及び「クリーンで快適な職場づくり」を目指して、運動を行ってきたが、平成18年度からは、「リスク低減・クリーン職場づくり運動」として展開してきた。この運動を本年度からは「リスク低減・健康づくり運動」に改称して展開する。

昨年の死亡災害は、不況の影響もあり、愛知県全体でも減少したが半田労働基準監督署管内では、6名と一昨年に比べ2名の増加となった。休業4日以上災害も497件と32件の増加となった。会員の皆様を始め事業場の労使においては、今後リスクアセスメントをはじめとする更なる災害防止活動の徹底が望まれる。

本年度は、第11次労働災害防止計画の4年目でもあり、「リスク低減・健康づくり運動」を推進し、安全衛生大会、研修会、講習会等の開催により、安全衛生意識の高揚、管理水準の向上、安全衛生活動の活性化等の取り組みを行い、労働災害の防止及び健康の確保と過重労働による健康障害防止のための総合対策の周知啓発に努める。また、愛知労働基準協会等の実施する技能講習、特別教育、勉強会等に協力し、受講勸奨に努める。

3. 多様な働き方が可能となる労働環境の整備

- ・仕事と生活の調和のとれた生活(ワークライフバランス)の実現
- ・裁量労働制の適正な実施の確保、賃金・退職金制度の改善の推進

4. 労災補償等に関する周知と啓発

労働保険年度更新事務を的確かつ円滑に実施するための説明会への協力と給付事務の迅速・適正な需給を図るための実務講習会の開催など労災保険業務への協力と労災保険制度の周知・啓発を図る。

5. 最低賃金等

最低賃金法と地域(愛知県)最低賃金、産業別最低賃金の改定に伴う最低賃金額について、効果的な広報に努め、周知を図る。

II. 月別事業計画

前期の基本方針の下に、各月別の事業計画を定める。